平成２５年（フ）第６４９号
静岡市葵区与一５丁目23番４―304号
債務者　海野　勝至
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７６号
長崎県佐世保市柚木元町2452番地　野寄アパート１号
債務者　戸塚四郎一
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後３時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第７６号
栃木県那須塩原市四区町1542番地４、前住所栃木県那須塩原市二区町500番地78
債務者　小林　伸一
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月13日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第５９８号
静岡市駿河区丸子新田367番地の３
債務者　宮城あゆみ
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第９１５号
東京都八王子市上壱分方町244番地
破産者　山口　　勝
1　主文　当裁判所が平成25年12月９日にした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「東京都八王子市大和田町７丁目17番38号」とあるのを「東京都八王子市上壱分方町244番地」と更正する。
2　決定年月日　平成25年12月24日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２５年（フ）第１５９号
千葉県八千代市大和田新田468番地１　フラージュ八千代114号室
破産者　三井　誠治
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３０１号
福島県伊達郡桑折町字田植６番地の10
破産者　株式会社ピーエヌシー
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４１１号
千葉県八千代市大和田新田字麦丸台666番46、商業登記簿上の本店所在地東京都江戸川区南小岩７丁目15番15号
破産者　有限会社タキト精工
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４１２号
東京都江戸川区東小岩１―25―７、住民票上の住所東京都江戸川区南小岩７丁目15番15号
破産者　宇那手　孝
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１８０号
長野県松本市庄内１丁目８番15号
破産者　信越美容商事株式会社
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第４０号
岐阜県高山市石浦町２丁目96番地
破産者　ロンドン店舗株式会社
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第１４９２号
名古屋市緑区大高町字寅新田62番地
破産者　株式会社アイフードサポート
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７２３号
愛知県弥富市鯏浦町上六156番地２
破産者　株式会社丸豊
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０９９号
名古屋市西区比良４丁目149番地
破産者　有限会社三宅青果
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６０５号
岡山県赤磐市下市475番地
破産者　株式会社すとう
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６１７号
岡山県和気郡和気町福富613番地
破産者　周藤　**隆**志
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６１９号
岡山県和気郡和気町福富613番地
破産者　周藤　真子
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４０号
岡山市南区当新田490番地１　市営住宅35―９
破産者　内田　　忠
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部